

「愛知県健康経営推進企業」として登録する内容について

- ① 健康経営を推進する上で、押さえていただきたい8つの必須項目について、実施していることを確認します。(非公開。)

8つの必須項目

- ①健康経営に係る方針等を定め、従業員に周知していること。
 - ②定期健康診断及び事後措置を実施していること。
 - ③医療保険者等による特定健康診査・特定保健指導を実施していること。
 - ④医療保険者の求めがあった場合、40歳以上の従業員の健診データの提供をしていること。
 - ⑤従業員の受動喫煙を防止するため、適切な措置を講じていること。
 - ⑥50人以上の事業場において、ストレスチェックを実施していること。
 - ⑦50人以上の事業場において、産業医を選任し、従業員の健康管理等を実施していること。
 - ⑧その他、従業員の健康管理に関連する法令について違反をしていないこと。
- ※確認を行う基準の詳細については、実際の登録ページにて「基準解説書」をご覧ください。

- ② 企業の情報や健康経営で取り組んでいる内容について、入力してください。
(入力いただいた内容は当サイトで公開予定です。)

3項目以上選択いただく取組項目

テーマ	取組項目
従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・受診勧奨の取組 ・50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施 ・健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標（計画）の設定 ・産業医又は保健師が健康保持・増進の立案・検討に関与
健康経営の実践に向けた環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・管理職及び従業員それぞれに対する教育 ・適切な働き方の実現 ・コミュニケーションの促進 ・治療と仕事の両立支援
従業員の心と身体の健康づくりに向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・保健指導の実施 ・食生活の改善 ・運動機会の促進 ・禁煙対策 ・従業員の感染症予防 ・長時間労働への対策 ・メンタルヘルス不調者への対応 ・女性の健康保持・増進に向けた取組
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・他の企業等への健康経営の普及促進